第二十三条の五の三の次に次の二条を加える。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）

第二十三条の五の四　法第七十条の二の四第四項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項の贈与により財産を取得した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその者の氏名、生年月日及びその者が当該贈与をした者の直系卑属に該当することを証するものとする。

（相続時精算課税適用者の特例）

第二十三条の五の五　法第七十条の二の五第一項の規定の適用がある場合における相続税法施行規則第十条第一項第三号及び第二項第四号、第十一条第一項第一号及び第二項第二号並びに第二十九条第四項第三号の規定の適用については、同令第十条第一項第三号及び第二項第四号中「推定相続人となつた場合」とあるのは「推定相続人（孫を含む。以下この号において同じ。）となつた場合」と、同令第十一条第一項第一号及び第二項第二号中「推定相続人」とあるのは「推定相続人（孫を含む。）」と、同令第二十九条第四項第三号中「推定相続人であつた場合」とあるのは「推定相続人（孫を含む。以下この号において同じ。）であつた場合」とする。

第二十三条の八第二十五項中「第四十条の六第四十五項第四号」とあるのは「第四十条の七第四十九項において準用する第四十条の六第四十五項第四号」と、「行つた」を「行つた」に改める。

第二十三条の九第十五項第三号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

第二十六条の二第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第四十二条の二に規定する都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるものは、同条に規定する認定集約都市開発事業計画（その対象とする法第七十四条の二第一項の特定建築物に関する事項についての記載があるものに限る。）に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第十二条に規定する認定集約都市開発事業により当該特定建築物が整備される場合における当該認定集約都市開発事業計画とし、施行令第四十二条の二に規定する低炭素化に資する建築物として財務省令で定めるものは、当該認定集約都市開発事業計画に記載がある当該特定建築物である住戸とする。

第三十一条の五の二中「第八十三条の三」を「第八十三条の四」に改め、同条を第三十一条の五の三とし、第三十一条の五の次に次の一条を加える。

（特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続等）

第三十一条の五の二　法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者が、同項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、次に掲げる事項の記載があるものを添付しなければならない。

一　当該登記に係る不動産の取得をした者が法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者であること。

二　当該登記に係る不動産が法第八十三条の三第一項に規定する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産であること及び当該不動産の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第八十三条の三第一項第一号に掲げる土地　当該土地が、建替え又は次項に規定する行為により新築又は改築（イ及び第五項において「新築等」という。）をする建築物の敷地の用に供することとされている土地であること及び施行令第四十三条の三第五項に規定する土地に該当すること、当該建築物が同条第三項に規定する建築物に該当すること並びに建替えにより当該建築物の新築等をする場合にあつては当該建替えが同条第二項各号に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の建替えであること。

ロ　法第八十三条の三第一項第二号に掲げる建築物　当該建築物が、同項第一号に掲げる土地を敷地とする建築物であること及び施行令第四十三条の三第二項各号に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物であること。

ハ　法第八十三条の三第一項第三号に掲げる建築物　当該建築物が施行令第四十三条の三第二項各号に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物であること及び当該建築物の増築、修繕又は模様替が同条第四項に規定する増築等であること。

ニ　法第八十三条の三第一項第四号の掲げる土地　当該土地が、同項第三号に掲げる建築物の敷地の用に供されていること及び施行令第四十三条の三第五項に規定する土地に該当すること。

三　前号の不動産特定共同事業契約の内容として施行令第四十三条の三第一項各号に掲げる事項の全てが定められていること。

2　法第八十三条の三第一項第一号に規定する財務省令で定める行為は、取得をした更地である土地に建築物の建築をすることとする。

3　施行令第四十三条の三第三項第三号に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された同号の建築物の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

4　第一項の場合において、同項に規定する登記に係る不動産が、法第八十三条の三第一項第一号に規定する特定建築物の敷地の用に供することとされている土地である場合には、施行令第四十三条の三第五項に規定する国土交通大臣が証明したものは、第一項に規定する国土交通大臣の証明書に当該土地が当該特定建築物の敷地の用に供されることが確実であると認められることの記載をすることにより証明されたものとする。

5　法第八十三条の三第二項に規定する特例事業者が、同項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、次に掲げる事項の記載があるものを添付しなければならない。

一　当該登記に係る建築物の新築等又は施行令第四十三条の三第四項に規定する増築等をした者が法第八十三条の三第二項に規定する特例事業者であること。

二　当該登記に係る建築物が法第八十三条の三第一項に規定する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物であること及び当該建築物の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第八十三条の三第一項第一号に掲げる土地に建築をする建築物　当該建築物が、同号に掲げる土地に建替え又は第二項に規定する行為により新築等をした建築物であること及び施行令第四十三条の三第三項に規定する建築物に該当すること並びに建替えにより当該建築物の新築等をした場合にあつては当該建替えが同条第二項各号に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の建替えであること。

ロ　法第八十三条の三第一項第三号に掲げる建築物　当該建築物が施行令第四十三条の三第三項に規定する建築物に該当すること並びに当該建築物の増築、修繕又は模様替が、同条第二項各号に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の増築、修繕又は模様替であること及び同条第四項に規定する増築等であること。

三　前号の不動産特定共同事業契約の内容として施行令第四十三条の三第一項各号に掲げる事項の全てが定められていること。

第四十条の二第八項第一号中「（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）」を「（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）」に改める。

第四十四条中「（当該国税の同法第六十条第二項に規定する納期限の翌日から二月を経過する日後の期間を除く。）」を削り、「年七・三パーセント」の下に「若しくは年十四・六パーセントの割合」を加え、「第九十三条第一項」を「第九十三条第二項」に、「当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）若しくは年七・三パーセントの割合及び当該特例基準割合」を「以下この項において「特例基準割合」という。）に年一パーセントの割合を加算した割合若しくは年七・三パーセントの割合及び当該年一パーセントの割合を加算した割合のうちいずれか低い割合若しくは特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合若しくは年十四・六パーセントの割合及び当該年七・三パーセントの割合を加算した割合」に改める。